

平均2000万円を減額・還付

資産家にとって悩みの種が屋、大阪の相続税相談では相続税。とくに、相続額の多均2000万円の還付を受ける部分の土地が占める場合「た」と相続レスキューネットは、土地の一部を売却して代表の寺西雅行税理士。相続を支払うというケースが相続に関して相談・依頼し多々ある。では、その賦課された税理士が、不動産に関する相続税額は適正なのか？専門知識を有していればいい「これまでに手掛けた名古屋が、不動産の相続に際して専

相続レスキュー
ネット



講演する寺西雅行税理士

不動産の適正評価で

門的な知識を持つ税理士は多くないだろうという。このため、支払わなくてもいい、税金まで納税している可能性が高いようだ。

相続レスキューネットは、この払いすぎを防止し、また、払いすぎたと気付いた場合は税金を還付させるお手伝いをするためにこのほど発足した。

相続税に関する法律は、税法。しかし、税法だけで不動産相続に対処するのではなく、不動産に関する専門知識と生活全般に係る幅広い視点が必要だという。